

あなたと町政をむすぶハイブ役

# 牟岐むぎ

第130号  
2015  
11



平成27年度牟岐町共楽運動会 平成27年10月11日(日)



|                 |    |               |    |
|-----------------|----|---------------|----|
| ○町長所信           | 2  | ○特別児童扶養手当     | 17 |
| ○会計決算状況         | 3  | ○浄化槽清掃時の      |    |
| ○補正予算           | 5  | 検査証明書提出       | 18 |
| ○一般質問           | 6  | ○屋外公衆電話マップの寄贈 | 19 |
| ○長寿医療制度         | 13 | ○介護職員初任者研修の開催 | 20 |
| ○特定健診           | 14 | ○徳島県最低賃金      | 21 |
| ○高齢者等肺炎球菌予防接種   | 15 | ○住宅用火災警報器     | 22 |
| ○重度心身障害者医療費助成事業 | 16 | ○海が吠えた日       | 24 |

皆さんの  
声を  
町政に

祭壇貸出予約受付電話番号：牟岐町社会福祉協議会：090-9558-3389

# 町長所信

(要旨)

6月定例議会以降の牟岐町での主な事件や行事を振り返りますと、7月16日からの台風11号により町内でも風雨の被害がありました。路肩崩壊や倒木等により道路の通行制限が何箇所もあり、出羽島の湾内護岸の石積みも一部崩壊し、また、雨漏りや屋根材の飛散等による被害もありました。しかしながら、人身事故にいたらなかったことで、不幸中の幸いと思っています。

そして、8月15日から1週間、昨年開催されたサマースクールが再度牟岐町で開催され、ハーバード大学をはじめとした全国各地、世界各地から大学生や高校生が参加し、若者たちの熱い交流が図られました。牟岐中学校の一部生徒も参加し、日本の未来を担う若者たちの言動に大きな影響を受けたようでした。このH

LABによるサマースクールは、全国4箇所で開催されていますが、その中の1つが牟岐町であり、全国的にも大きな注目を浴びているようです。

また、今年度から国の進める地方創生が日本全国で活発に議論されていますが、牟岐町でも去る6月30日に町内外の関係者で組織する有識者会議を設置し、牟岐町創生に係る本格的な議論を開始しました。現在は、地域、職域、年代ごとなどの作業部会も開催され、多くの町民の皆様からご提案もいただき確実に意見集約作業が進んでいます。しかしながら、地方創生の主役は、町民皆様お一人一人です。皆様が牟岐町の雇用や人口を増やすための取り組みを進めていただかなければ、行政主導では絶対に地方創生は成りません。皆様方の強力なご尽力をお願いします。

さて牟岐町における地方創生の概略としては、まずは人口を増やすために雇用、仕事を増やす、そのためには牟岐町の基盤産業である一次産業を活性化させる。特に農業と漁業を若者が家族を養える産業となるよう取り組みを進め、また、もう一つの基盤産業である生産業、つまり工場等の誘致を図っていくことも重要です。牟岐町に移転、移住した場合の各種税の優遇措置も他の市町村並みには実施する必要があります。現在、牟岐町にはこのような優遇措置がほとんどありませんので、来年度から実施できるように検討したいと考えています。また、移転企業等の従業員の方々の住居対策も必要です。牟岐町は人口が減り空き家が多くありますが、若い方が居住できる適切な空き家が少ない現状があります。何とか若者向けの町営住宅の設置、あるいは、これに代わる家賃補助等の施策の実施により企業が進出しやすい環境を整える必要があると考えています。また、人口が減る中、非基盤産業である小売店、飲食店、民宿などのサービス業も営業が継続できるよ

う観光振興等による交流人口の増加が必要です。従って、出羽島をはじめとした観光の拠点を着実に開拓し、関連サービスの体系的な整備を図っていく必要があります。あるいは、国の産業競争力会議でも成長戦略に位置付けられている健康をテーマとした健康産業の

育成も町の顔として、また、牟岐町の各種産業を差別化するためにも重要です。つぎに町が存続できるためには、どうしても若い世代が必要です。そのためにも教育や子育て支援を充実し、都市部と比べ子育てしやすい環境、充実した教育環境を創造する必要があります。



徳島サマースクールのオープニングセレモニー

## 9月定例議会の

## 議案の内容と審議

ます。今年度から第3子以降の保育料を無料としていますが、第2子以降の保育料も無料とするなど、より一層の子育て支援策の充実を図りたいと考えています。また、都市部で介護施設が不足する中、今年日本創生会議において、高齢者の地方移住が提案され、国の方では具体策の検討を行っているようです。今後、高齢者向け賃貸住宅等、あるいは、地元と移住者の交流の

場など、高齢者の受け皿を地方で用意する必要が生じてくると考えています。さらに地域包括ケアシステムの構築など、牟岐町の高齢者の方々にも安心して居住できる快適な環境を早急に作っていく必要があると考えています。今後、全ての市町村が一斉に人の誘致合戦を開始することとなりますが、本質を見失わず継続性のある施策を確実に実施したいと考えています。

定例議会が9月16日から18日まで開かれました。開会日には福井町長が、健全化判断比率等の報告、決算認定、条例制定案、補正予算案などを提案説明しました。再開日には6名の議員が一般質問に立ち、地方創生の取り組み、慰霊踊りの継承、美化センターの建替え、経済効果の意識、活性化センターの利用、百年史の発行などについて論議されました。そして、26年度各会計決算認定7件を常任委員会に付託し、町長提出の報告1件を承認、条例制定など議案11件が可決されました。

## 決 算

◎26年度上水道事業会計決算認定

◎26年度一般会計決算認定

◎26年度国民健康保険特別会計決算認定

◎26年度出羽島簡易水道特別会計決算認定

◎26年度青少年健全育成センター特別会計決算認定

◎26年度介護保険特別会計決算認定

◎26年度後期高齢者医療特別会計決算認定

以上7議案については、監査委員の意見書を付けて認定を求めるもの。なお、各会計の決算状況は、下表のとおり。

(行政常任委員会付託)

## 平成26年度 上水道事業会計決算状況

(単位:円)

| 経 費 別 | 収 入         | 支 出        | 差 引          | 備 考 |
|-------|-------------|------------|--------------|-----|
| 収益的収支 | 104,071,420 | 98,196,142 | 5,875,278    |     |
| 資本的収支 | 49,400,000  | 73,310,008 | △ 23,910,008 | 注:1 |

注:1 資本的収支が不足する額23,910,008円は、過年度分損益勘定留保資金23,910,008円で補填している。

## 平成26年度 各会計決算状況

(単位:円)

| 会 計 名           | 歳 入           | 歳 出           | 差 引         | 残額の措置  |
|-----------------|---------------|---------------|-------------|--------|
| 一般会計            | 4,244,089,720 | 3,742,381,709 | 501,708,011 | 翌年度へ繰越 |
| 国民健康保険特別会計      | 855,103,704   | 806,497,151   | 48,606,553  | 翌年度へ繰越 |
| 出羽島簡易水道特別会計     | 31,319,308    | 31,319,308    | 0           |        |
| 青少年健全育成センター特別会計 | 7,875,800     | 7,051,771     | 824,029     | 翌年度へ繰越 |
| 介護保険特別会計        | 797,130,272   | 711,641,178   | 55,489,094  | 翌年度へ繰越 |
| 後期高齢者医療特別会計     | 87,651,668    | 86,596,168    | 1,055,500   | 翌年度へ繰越 |

## 報告

◎26年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率

実質公債費比率6・4%、将来負担比率77・6%で、実質赤字比率、連結実質赤字比率は収支が黒字であるため、早期健全化基準及び財政再建基準には該当しないもの。  
(原案承認)

## 条例

◎地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例  
阿南市を中心とした定住自立圏協定を締結する場合に議会の議決事件とするための条例を制定するもの。  
(原案可決)

◎牟岐町個人情報保護条例の一部を改正する条例  
「番号法」の施行に伴い、個人番号を内容に含む個人

情報、特定個人情報に関する条項を改めるもの。  
(原案可決)

◎牟岐町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例  
「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い条項を改めるもの。  
(原案可決)

◎牟岐町手数料条例の一部を改正する条例  
「番号法」に規定する通知カード及び個人番号カードの再発行手数料を定めるもの。  
(原案可決)

◎牟岐町伝統的建造物群保存地区保存条例  
伝統的建造物群保存地区に関し、保存に必要な措置を定めるもので、保存計画及び現状変更行為の規制がおもなもの。  
(原案可決)

## 人事

◎牟岐町教育委員会委員の

任命

任期満了となる大谷美由紀氏の再任に同意するもので任期は31年10月12日まで。  
(原案可決)

## その他

◎牟岐町過疎地域自立促進計画の一部変更  
過疎地域自立促進計画に都市計画マスタープランを追加するもの。  
(原案可決)

◎工事請負契約の変更

26年度山田地区残土処理場整備(第3分割)工事の請負金額を862万1640円増額するもの。  
(原案可決)



山田地区残土処理場

## 議会の動き

(9月)

- 8日 全員協議会、議会運営委員会
- 11日 牟岐町敬老の日のつどい
- 16日 第3回定例町議会
- ～18日
- 28日 四国四県町村長、議長大会 香川県
- 30日 四国新幹線導入促進期成会設立総会 徳島市

(10月)

- 2日 海部郡防犯連合会総会
- 2日 徳島県町村女性議員連盟研修会 徳島市
- 7日 海部郡暴力排除連絡協議会総会
- 16日 広報編集委員会
- 20日 町村議会広報研修会 東京都
- ～21日
- 23日 四国地区町村議会議長会研修会 徳島市
- 28日 8の字ネットワーク整備促進連盟総会 安芸市

(11月)

- 6日 行政常任委員会(決算認定)
- 9日 広報編集委員会
- 11日 第59回町村議会議長全国大会・ 東京都
- ～13日 徳島県町村議会議長研修会 長野・他
- 14日 未知フォーラム2015イン牟岐
- 17日 町政施行100周年記念式典
- 24日 牟岐町議会議員研修会
- 27日 海部郡・安芸郡議長連合会要望活動 徳島県庁

## 補正予算

◎27年度一般会計補正予算  
歳入歳出それぞれ3億2,531万7千円を追加し、予算総額を33億8,217万9千円とするもので、内容は表に掲載のとおり。  
(原案可決)

◎27年度上水道事業会計補正予算  
企業会計システム委託料等222万9千円と県道日和佐牟岐線改良に伴う配水管布設替工事658万8千円を追加するもの。  
(原案可決)

◎27年度国民健康保険特別会計補正予算  
26年度療養給付費交付金などの精算による返還金など1,690万5千円を追加し、予算総額を8億8,480万9千円とするもの。  
(原案可決)

## 防災拠点避難地整備事業に193,700千円

9月補正予算は、3億2,531万7千円の追加です。(原案可決)

## 歳出予算の主なもの

| 金 額          | 内 容                  |
|--------------|----------------------|
| 4,000,000円   | 町制施行100周年記念事業費       |
| 4,800,000円   | 帳票印刷代「基幹業務システム改修」    |
| 193,700,000円 | 防災拠点避難地整備事業費(追加分)    |
| 3,640,000円   | インフルエンザ予防接種手数料       |
| 8,434,000円   | 塵芥収集ロータリー車購入費        |
| 14,084,000円  | 海部郡衛生処理事務組合負担金(交付税分) |
| 2,000,000円   | 広域漁港整備事業負担金(追加分)     |
| 5,000,000円   | 牟岐バイパス用残土処理場選定調査委託料  |
| 33,000,000円  | 市宇谷地区法面整備工事費         |
| 3,000,000円   | 急傾斜地崩壊対策事業負担金        |
| 7,000,000円   | 出羽島交流施設改修工事費(追加分)    |
| 28,875,000円  | 小針山線災害復旧事業費          |
| 9,000,000円   | 出羽島漁港災害復旧事業費         |

## 歳入予算の主なもの

| 金 額          | 内 容                           |
|--------------|-------------------------------|
| 16,675,000円  | 国庫支出金 公共土木施設災害復旧負担金「小針山線工事」   |
| 5,400,000円   | 国庫支出金 農林水産業施設災害復旧負担金「出羽島漁港工事」 |
| 1,000,000円   | 寄付金 一般寄付金                     |
| 1,200,000円   | 繰入金 ふるさと応援基金繰入金               |
| 62,242,000円  | 繰越金 前年度繰越金(追加分)               |
| 243,300,000円 | 町債 過疎債・徳島県市町村振興資金・臨時財政対策債     |

# 一 般 質 問

9月議会では、6名の議員が一般質問を行いました。

## 地方創生に

## どのように取り組むのか

榎谷 千重子 議員

地方創生に要望書が集中している中、国も今後の査定でどこまで抑制できるかが焦点だと思っています。

消滅自治体の一つとされている本町。過去にやってきたことを、そのまま未来につなげていくと消滅自治体に成りうる。何かを変え、何かをする一つの手段として、地方創生委員会と地方創生課を設置することを提案します。

地方創生委員会には町内全域、あらゆる分野の方々に参画してもらい、かかわっている人達と町民が主役となるよう努力しなければならぬと考えます。

福井町長

地方創生委員会の設置については、関係者や有識者で組織する牟岐町有識者会議を設置しており、今後、必要に応じ開催し、ご指導

をいただいてまいりたいと考えています。

また、地方創生課の設置については、過疎化が進行し、町職員の増員は困難な状況であり、一人の職員ができるだけ多くの種類の業務を行ってきたところです。課長クラスの職員が不足している現状もあります。

今後、地方創生戦略を策定し、来年度からの実行を検討していく中で、必要とすることであれば設置したいと考えています。

## 役場・消防本部の

## 防災対策は

榎谷議員

来る南海・東南海地震に備え、懸念されている役場の耐震強度ですが、財源のないまま放置されている本



若者による地域活性化の討論会

庁舎を、あくまでも現在の場所にこだわるのか、どこか新築場所があるのか、そろそろ決める時期がきているのではないかと思います。

つぎに海部消防本部の移転ですが、移転先は見つかったのか。災害時、また、事故後においても必要不可欠な海部消防本部。現在の場所では、津波被害の恐れがあり、その機能も危ぶまれます。

防災対策上、いずれも急を要し、町民の命と財産を

守るという観点からも、すぐさま解決に取り組む必要があると考えます。

福井町長

牟岐町役場は、これまでの施設の改修などで使用されているコンクリート強度に問題があるとも指摘されており、本町舎を耐震改修し使用することは困難であり、他の場所へ移転するのが適当であると認識しています。また、高齢化が進む中、町の中心部から離れる

ことは、町民の利便性の欠如や中心市街地の衰退など、現時点では移転適地が見つからない状況です。

災害時の拠点施設は高台の市宇ヶ丘学園の敷地内に移転し、通常業務を行う施設は海部病院の跡地に移転してはどうかと考えます。

つぎに海部消防本部の移

転ですが、財政的余裕がなく移転先を議論する段階には至っていません。南海地震の発生率が高まっている中、消防本部は大地震時には、真に必要な災害拠点施設ですので、早期に高台移転を考えていく必要があると考えます。

## 慰霊踊り・音頭の保存・継承を

一山 稔 議員

慰霊踊りは、初盆の方の供養として受け継がれてきたが、音頭の語り手、三味線を弾く人や拍子木を打つ人などの後継者が不足しています。無形文化財に指定されており、子ども達に伝統文化を伝えていくため学校教育の一環として取り組みができないものか。

中学校で、三味線の教室が持たれているが、どのような内容か、慰霊踊りや音頭等の教室もどうか、子どもの時から習い覚えていれ

ば成長し、帰省した時などに、手伝いしてもらえらると思うが、後継者不足に対する考えは。

踊りの時、櫓(やぐら)を設置するが運搬にも苦労しているようで、町でユニツク車などの準備等はできないか、「音頭保存会」の人達も踊りが絶えてしまわないか心配しています。踊りや音頭を残していける方法を模索していただきたいが、今後の取り組み考えをお伺いします。

### 福井町長

慰霊踊りは昔から町民の方が取り組んできた先祖を祭る踊りが今に至っていることで、文化財に指定されているが、今後、町がどこまで主体的に取り組んでいくかは、現時点ではお答えできません。

### 久米教育次長

文化財指定当時から後継者不足が懸念され、それが申請の理由の一つであり、保存継承に向けた活動が保

存団体を中心に組み立ててきました。また、用具の補修とか映像、音源記録等により、文化財の保存の観点から取り組みを行っています。

保・小・中一貫教育構想の理念に基づき地域の方々のサポートをいただきながら、交流の場づくりを進めています。音頭、踊りも関係者に指導いただきながら発表の場を持つたり、地域の慰霊踊りに参加を促し伝承、継承に適切な支援の取

り組みを続けたい。

### 大森副町長

語り手や三味線を弾く人が年を取り開催場所をまとめられないか相談されており、関係者、地域の代表者等と検討したい。

また、櫓の準備等については、倉庫からの出し入れ車への搭載などのために多くの人員が必要ですが、原則、今までどおり初盆の家族とか親類の方にお世話いただき、町に要請があれば車の貸し出しや櫓の設置についても協力できることはしたい。現在、町にユニツク車等がないので、その準備までは考えていない。来年に向けて関係者と協議は続けていきたい。

### マイナンバー制度の周知徹底と個人情報保護を

#### 一山議員

政府はマイナンバー制度の運用開始に向け、個人番号の通知を開始します。制



慰霊踊りのやぐら

度の運用が始まれば、住民サービスは大きく向上すると言っています。

生活を便利にするマイナンバーですが、課題もあります。それは、制度の国民理解が進んでいないことで、家に個人番号が届いても住民の方の高齢化や手続きを煩わしく思っただけだったり、場合によっては、届いたことすら気付かないケースも考えられます。制度の周知徹底にはどのような方法で対処されるのか。

また、個人情報漏れるのではと不安に感じている人もいます。個人情報のため情報漏れ防止にはどのような配慮、対策をされるのか。

#### 仁田総務課長

マイナンバー制度ですが、社会保障、税、災害対策の3分野で活用することにより、住民サービスの向上につながると考えられます。

周知については、国の広報はもとより、広報むぎに掲載、役場窓口でもパンフレットを直接配り広報に努

めています。

基幹業務システムの改修をはじめ業務システムとインターネットとの分離を行っており、国の個人情報保護委員会の作成したガイドラインに沿った町が保有する個人情報保護強化や外部記録媒体の取り扱い規定の制定、さらには牟岐町情報

セキュリティポリシーの改正、個人情報保護条例の一部改正という形で進めています。役場の職員に対しても情報セキュリティ研修を実施しており、今後も個人情報保護については、情報管理の徹底や職員の研修を進めていきたい。

## 美化センターの

## 建替えは他町で

藤元 雅文 議員

美化センター操業後、猛毒ダイオキシンが問題となり、平成10年より多額の費用をかけ改修工事が行われました。しかし、それまでの20年間は、排煙や焼却灰に含まれたまま周囲にばら撒かれてきましたし、焼却灰の埋め立て地からの浸透水が海に流れ込んでいたことも問題になりました。

改修後ダイオキシンを含む排出基準はクリアされているのだと思いますが、36年間の長期にわたって続け

られてきており、生活環境は悪くなっているのは確かではないでしょうか。

また、「牟岐町以外の新たな場所での建設計画を30年経過するまでに決定すること」とした「海部郡6町申し合わせ書」があり、美化センターの建て替えは他町で行うよう協議すべきです。

数十年先を考えれば、ゴミは焼却すれば良いという考えは通用しなくなる時代が必ずやってきます。ゴミ

を減らすための施策に力を入れるべきではないか。

#### 福井町長

9月1日、第1回目の住民説明会を開き、現在の施設は古くなっており、早急に改築する必要があること。また、移転する場合は、調査費や建設費に多大な費用がかかること。そして移転した場合の現在地の活性化の困難さなどから、現在地で改築すべきと説明しましたが、「つぎに建設すると

きは牟岐町以外で」との合意文書があるとの意見がありました。従ってこの概要を両町に説明し、移転候補地の選定を開始していただくと考えています。

新しいゴミ処理場の建設にあたっては、地方創生や環境保全の観点から出来るだけリサイクルを行いゴミを減らすこと。またゴミを使ったバイオマス発電や廃熱を利用した地域活性化策を検討します。



老朽化が進む美化センター

稚員放流事業継続の  
ため抜本的な対策を

藤元議員

牟岐町漁業は、昭和50年頃より水揚げ量、水揚げ額とも減少を続け、現在に至っています。その原因として地球環境の変化、獲りすぎ、輸入の増加などが考えられますが、とにかく大変な状況です。

稚員の放流事業ですが、当初は海士会の売上高が4億円ほどあり順調なスタートを切りました。しかし、操業を始めてから25年、水揚げ量、水揚げ高とも下がり続け、現在では海士会からの3%の負担金が200万円ほどまでに減少しています。多少の積立金もあるようですが、このような状況が、あと数年も続けば稚員の生産・放流が困難になります。

漁師の方々も、海藻を食べるウニを駆除したり放流方法を改善するなど努力を続けていますが、残念ながら

現状を好転させるには至っていません。

ことは緊急事態であり、行政としても関係者と連絡を密にし、良い方向を探るべきではないか。

福井町長

平成3年の業務開始時には年間1300万円ほどの収益がありましたが、近年、磯焼けなどの海洋環境や経営環境の変化などから、放流しても親員の漁獲高が減少し、また養殖稚員の販売収益も伸びず従業員への給与も必要額を支給できていない状況にあります。このようないことから後継者も育成できず、将来この養殖事業の継続が困難になる時期が来ると考えています。

牟岐町をはじめ県南地域は漁業の町であり、アワビ、トコブシ、サザエ等の貝類の水揚げが大きな割合を占めること。また観光関連業者にとっても、これらの貝類は交流人口を確保するためにも重要であることから、今後もこの事業を継続していく必要があると考えてい

ます。

今後とも県南の海洋資源が枯渇しないよう早急に対策を実施したいと考えています。

西沢産業課長

本年度は、メガイアワビの放流事業に142万1千円、トコブシの放流事業には170万8千円を補助金として牟岐町から支出しています。

この事業は重要な事業と考えており、今後も継続していきたいと考えています。金額については、今後の状況を見て、もう少し増やす方向で考えていきます。

いじめ根絶のため  
さらなる努力を

藤元議員

本年7月5日、岩手県矢巾中学校2年生の男子生徒が列車に轢かれて亡くなり、その後の調査でいじめを苦にした自殺だったということが明らかにまりました。

学校としても、いじめの

早期発見のためにアンケートをしたり、個別面談をしたりと努力はしていたようですが、最悪の結果になりました。

大変残念に思うのは、担任の教師が子どもからのSOSを感じていながら有効な手をうつことができず、このような結果になったことです。学校の報告書には、「情報共有が不足し、危機意識が欠如していた」とされています。

いじめが社会問題として度々取り上げられ、どの学校も対策を練っているはずなのに、学校としての初歩的な対応ができなくて子どもの命を守れなかったという大変情けない話です。

本町でのいじめや取り組みの現状、今後の課題は。

峯野教育長

本年4月から現在までのいじめ認知件数は、小学校1件、中学校1件となっていますが、重大な事態には至らず、現在では解消されています。

いじめ防止基本方針を策定し、定期的なアンケート調査、認め合い、支え合う集団づくりなど、学校の全ての教育活動を通して、いじめの早期発見や予防に関するさまざまな取り組みを行っています。

いじめの兆候や通報があった場合には、特定の教職員だけではなく、組織として対応するため「いじめ防止対策委員会」を設置し、情報の共有や対応方法の決定などを行っています。また、基本方針をHPで公開し、いじめ問題に学校、家庭、地域が連携、協働する体制づくりを進めています。ネットを介したいじめが増加傾向にあります。学校間、地域とのつながりを大切にする一貫教育の取り組みを一層充実させ、いじめを生まない環境づくりに努めていきます。



あわび祭りでの魚介類の販売

## 常に経済効果の

### 意識を持つて

堀内 隆弘 議員

さまざまな催し物が開催されていますが、期待するほどの経済効果や事業所・飲食店が潤うレベルではないように思います。牟岐町の経済や産業の低迷が続く中、今こそお金が落ちる仕組みや意識を持つべきではないか。

予算内でどれだけの効果

をもたらせるかも重要なポイントになってきます。たとえ町外の方が安く出来るものでも、まずは町内の事業所へ打診・相談し、「ヒト・モノ・カネ」が動くときは経済効果が期待できるチャンスだという意識をより一層持っていただきたい。

#### 福井町長

ご指摘のとおり効果的な財政運営や地域活性化のため、あらゆる取り組みに経済的な効果にかかる意識が必要で、今後ともイベントの開催にあたっては、目的を明確にし、できるだけ経済効果が上がるように準備を行い皆様方と協議し、周知していきたいと考えています。なお、建設工事については、基本的に町内事業者を雇用する旨特記等で記載していますが、工事以外の事柄についても町内の業者選定が可能か、今後検討したいと考えます。

#### 西沢産業課長

商工について、経済効果の意識を持つて取り組みは当然のことだと思います。ただ、職員不足ということもあり、現状は商工会に任せているところです。各イベントを開催するときは、商工会と連携し開催していますが、全ての町内業者が潤う現状にはなっていない。金額が高額なものが入札を行い、少額のものにつ

いても、できる限り町内の業者を使うように努めています。今後もその方向で進めていきたいと思っています。

#### 観光課の設立を

#### 堀内議員

日本国全体でも今後50年は人口減少が予測される中、自然動態だけでは人口2千人に留めることさえ難しい状態だと感じます。町長より常々話のあるとおり、今後、社会動態を上げるためにも観光・移住により一層力を入れなければならぬことは明白です。そのためにも窓口を一本化し、サービスレベルを上げるべきではないか。私自身も友人や協力隊と空き家対策に聞き込みを続けていますが、専任者がいなければスピードが遅すぎます。是非とも独立した観光課の設立を行い、ボランティア頼りの観光・移住意識を変え、観光課を中心に情報が集まる仕組み

作りが必要ではないか。

#### 福井町長

私もできれば地方創生課、観光課、商工課、農林水産課、企業誘致課を設置したいと考えますが、急速に人口減少が進む中、安易に職員を増やせない状況にあります。地方創生戦略計画策定について議論する中で、新しい課の創設についても検討していきたいと考えています。

#### 西沢産業課長

現在、産業課では、商工、観光、農業振興、林業振興、水産振興、農業委員会、土地改良区、体験型観光、地方創生、この業務を4名で行っています。もう少し人員がいればスピードアップを図れると思います。ただし、職員の全体数を考えますと、課を分散するということは、一概にプラスになるとは言えないと思います。

#### 集落支援員制度の活用を

**堀内議員**

現在、牟岐町では集落支援員制度の活用はありませんが、それはなぜなのか疑問です。人口・世帯数の動向、通院、買い物、共同作業の状況、農地の状況、地域資源、集落外との人の交流、U・Iターン、他集落との連携の状況など、多様な活用方法があるこの制度を使わないのは勿体ないはずです。今後の活用はあるのか、検討中の場合は、いつまでに活用を開始する予定なのか。

**福井町長**

集落支援員制度については、確かに理解が足りず十分活用できていないと思います。地域おこし協力隊は、平成24年から採用を検討していましたが、実効性や特別交付税措置であることとの不安から、平成26年からの雇用となりました。平成23、24年は国の経済対策としての緊急雇用制度があり、後で何割戻ってくるのか分からない特別交付税制度は敬遠した経緯があります。しか

し、地方の仕事の確保、地域活性化のためにも来年度から集落支援員の雇用、あるいは、地域おこし協力隊の増員を行い、一人は空き家活用、もう一人は農業支援員を確保したいと考えています。

### ホームページの 充実を

**堀内議員**

牟岐町のホームページ（HP）を見ると、リンク先の存在しないものやリンク切れのものがいくつかに付きます。例えば、「南阿波サンマラソン牟岐ハーフ中止のお知らせ」「牟岐町漁業協同組合」「子育て教育内の保育について」などですが、いつからこのような状態なのか。また、ふるさと納税の説明ページでも、「一万円以上ご寄附いただいた方には、感謝の気持ちとして、1月頃に牟岐町の特産品をお送りさせていただきます」と抽象的で特典

の写真や情報も少なく、制度の活用につながると思えません。そもそもHPとは情報の提示に加え、企業や団体の名刺代わりのはずですが、今の状況では観覧者に町の魅力が伝わるのか。牟岐町HP製作、運営にかかる費用に対して、サービスの経済性・効率性・有効性はどのような状態と認識されていますか。製作会社・運営コストの状況は。

**仁田総務課長**

リンク先が存在しないものは削除するのを忘れていましたので、早急に対処いたしました。ふるさと納税については、町からのお礼と情報提供を主眼に置いていまして、写真は載せていません。HP情報の更新については、職員がしており、専任の担当者がいるわけではありません。今後は各担当課で情報の確認に努めるよう協議していきたいと思います。HP運営費は、負担金として平成27年度は、24万6千円の支出を予定しています。

## 地域活性化センターの 利用状況は

横尾 政明 議員

この夏に各種イベントが開催されましたが、各センターのイベント内容や参加人数はどうだったのか、また、センターの利用規定はどうなのか、それと、物産館を設けて活用してはどうか。

**福井町長**

牟岐町の製造業者の方々に応援するためにも、また、特産品を開発するためにも、物産館の設置は必要であると考えています。しかしながら、2年前に設置した物産館の苦い経験から、町内外の人が集まる場所に物産館を設置することが重要だと思います。このことから、



河内地域活性化センターでの1日カフェ

現在の活性化センターの場所では物産館の設置は困難であると考えています。

#### 西沢産業課長

牟岐町活性化センターの利用状況は、河内活性化センターで、6月28日一日カフェの「オニカフェ」で約300人の来場、7月12日映画上映会の「カンタ！ティモール」で35人の来場です。今後の予定は、まちづくりを考えるワークシヨップ、弁柄染めワークシヨップ、帽子作りワークシヨップ、藍染めワークシヨップ等です。中村活性化センターは、8月16日「サマースクール」に約100人の参加、8月17日から25日「家具作りワークシヨップ」に14人の参加、8月26日「むぎ未来会議」に約50人の参加がありました。今年度はあと4回ほど開催予定です。物産館については、立地場所や観光客が立ち寄りやすく、大型車が進入しやすい等を考慮し、慎重に考えたいと思います。活性化センターの利用規

程は現在調整中で、早急に作成したいと考えています。

#### ホームページの問合せは

#### 横尾議員

牟岐町HPには、「このHPの全体的な構成に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想、ご要望などは、牟

岐町役場総務課までお願いします。」とありますが、今まで問い合わせ等はあったのか。

#### 仁田総務課長

HPの中身の問い合わせについては、電話等であつたかわかりませんが、その記録がありませんので問い合わせ内容については不明です。

### 牟岐町町政施行百周年記念事業に「町政百年史」の発行を

榮 和男 議員

「白菊、黄菊咲き匂う大正四年十一月、いともかしこき大君の御即位式を記念して、町政しきし牟岐の町」(牟岐町勢歌・作詞中西環)の出だしの部分です。

牟岐町は大正4年(1915年)11月10日に京都御所紫宸殿(ししんでん)で大正天皇の即位の礼が行われ、その11月10日を記念して牟岐村から牟岐町となり、以

来、今年の11月10日で百周年を迎えることになりました。そこで「牟岐町政百周年史(あゆみ)」を編纂、発行し、後世に歴史を伝えることにしてはどうか。



牟岐町史「昭和51年発行」

#### 福井町長

現在の牟岐町史は、町政60周年を記念して作成され、昭和49年までの出来事が記載されています。

町史の発刊は多くの労力と費用を要し、役場の通常業務の他、防災や地方創生に多くの労力を要する中、現時点では、後に送りたい業務ではあります。町村合併で全国的にも100年を迎える市町村が少ないことや前町史以降、これまでの40年間に昭和51年の豪雨災害、鬼ヶ岩屋温泉の建設、モラスコむぎの建設、海の総合文化センターの建設、小学校の合併移転等、多く

の重要な出来事がありましたので、他に例を見ない牟岐町史を後世に伝えることは、百周年を迎える我々の使命でもあり、大切な作業であると認識し、前向きに発刊を検討し、百周年記念事業として取り組みたいと考えています。

#### 編集後記

2015年も残り僅かとなりますが、お酒を飲む機会が増える季節。ロンドン大学の研究グループが検証した結果、過去1年以内にアルコールを飲んだ人は、全く飲んでいない人に比べて心筋梗塞の発症リスクは0.87倍と低くなる結果が得られたそうです。しかし、1日4杯、5杯の深酒をしてしまうと心筋梗塞のリスクは一気に上昇してしまいます。やはり何でもほどほどが一番ですね。

電話 七二一三四二二

「広報編集委員会」

被保険者のみなさまへ  
長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

## 1 保険料の納付について

## ① 普通徴収(窓口納付・口座引き落とし)の方へ

**納付書が届いている方は、納期までに必ず納めてください。**

長寿医療制度は、公費や後期高齢者支援金のほか、被保険者一人一人に納めていただく保険料により運営されています。

## 納期

| 期別  | 第1期      | 第2期      | 第3期      | 第4期       | 第5期     | 第6期     | 第7期      | 第8期      |
|-----|----------|----------|----------|-----------|---------|---------|----------|----------|
| 月度  | 8月       | 9月       | 10月      | 11月       | 12月     | 1月      | 2月       | 3月       |
| 納期限 | H27.8.31 | H27.9.30 | H27.11.2 | H27.11.30 | H28.1.4 | H28.2.1 | H28.2.29 | H28.3.31 |

※ 納期限は各月の末日になります。ただし、その末日が土曜日、日曜日及び休日(祝日)の場合は、次の平日が納期限となります。

## ② 特別徴収(年金から天引き)の方へ

**保険料のお支払方法が変更できます**

保険料を年金からお支払いしていただいている方のうち、次のいずれかに当てはまる方は、保険料を口座振替によりお支払いいただくことができます。

ア 国民健康保険の保険税を、滞納なく納めていた方  
→ご本人の口座からの口座振替が可能

イ 年金収入が180万円未満の方で、代わりに納めてくれる配偶者や世帯主がいる方  
→その方々の口座からの口座振替が可能

**ご希望の方は、まず役場窓口でお手続きが必要です。**

## 手続に必要なもの

- ①本人を証明できる書類等(保険証など) ②通帳 ③銀行印

## 保険料に係る社会保険料控除

- 所得税・個人住民税の社会保険料控除については、居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った者に社会保険料控除が適用されることになります。
- 10月以降の保険料について一定の手続を行うことにより、年金からの特別徴収により保険料を支払う方法から、被保険者の世帯主又は配偶者が口座振替により保険料を支払うように変更した場合には、口座振替によりその保険料を支払った世帯主又は配偶者に社会保険料控除が適用されます。

## 2 被保険者証について

被保険者証は1人に1枚交付され、75歳になる誕生日までに、お送りします。

## 3 障害認定について

新たに障害者手帳等の交付を受けられる65歳以上75歳未満の方が、長寿医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

## 4 健康診査の受診は、お早めに

現在、健康診査の対象となる方にお送りしております健康診査受診券には、有効期限があります。受診券の有効期限をご確認の上、有効期限内に受診するようにしてください。

## ■お問い合わせ・ご相談は

牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者担当 TEL(0884)72-3417まで

## 特定健診はもう受診されましたか？

40歳以上の方に義務付けられている特定健診ですが、今年度はもうお済みですか？

まだの方は、受診券の有効期限をご確認の上、指定医療機関にてお早めに受診していただきますようお願いします。(国保の受診券の有効期限は12月22日です)

**特定健診は生活習慣病の早期発見のためのお得な健診です！必ずご受診下さい。**

### \* 健診時に持参していただくもの \*

- ・ 特定健診受診券 (国保は緑色の用紙です。紛失の場合は役場で再発行できます。)
- ・ 健康保険証
- ・ 受診料金 (国保の方は1,000円です。)

\* 町内の指定医療機関は、北川医院、美海クリニック、小柴外科胃腸科医院です。

\* 町外については、健診実施機関一覧表をご確認の上、受診して下さい。

\* 集団健診は今年度は終了しました。



### 特定健診 (集団・個別) を受診された方全員に 頸部・腹部エコー検診をご案内します！ (牟岐町国保の方のみ)

今年度から、特定健診を受診された方への特典として、頸部(けいぶ)エコー・腹部(ふくぶ)エコー検診を個別に通知します。

頸部(くび)や腹部(お腹の血管や内臓)に超音波をあて、異常が無いか調べる検診です。  
痛みもなく、時間もお一人15分程度の簡単な検査です。

(人間ドックでもおなじみの検査です。自己負担をかなりお安くしています。オススメ！)

費用…頸部エコー：1,000円、腹部エコー：1,500円

日程…第1回目は12月1日の予定です。ぜひお早めにお申込下さい！

特定健診・がん検診・エコー検診を受けて、早期発見・早期治療！医療費を抑制しよう

### 病院で定期的に血液検査をされている方へ

定期的に血液検査を実施されている方は、特定健診の検査項目と重なっている場合があります。

検査結果をお教えたいただければ、受診したこととして判定できます。

(※一般的な血液検査の場合、尿検査・身体測定・腎機能検査…等が含まれず、特定健診の検査項目を満たさない場合があります。)

役場保健師・栄養士へ一度ご相談下さい。

●お問い合わせは…役場・健康生活課まで TEL. 72-3417

## 高齢者等インフルエンザ予防接種の助成について

対象者：牟岐町に住所を有し、接種日に①か②に該当する方。

① 65歳以上の方。

② 60歳以上65歳未満の方で、心臓やじん臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方。

接種期間：平成28年2月29日まで

個人負担額：1,000円(医療機関でお支払いください。)

※定期接種対象者で、生活保護受給者の方は自己負担免除です。



## 高齢者等肺炎球菌予防接種の助成について

牟岐町に住所を有し、接種日に①か②に該当する方で、本人が希望される方。

①平成27年度に次の年齢となる人

| 年齢   | 対象年月日                     |
|------|---------------------------|
| 65歳  | 昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生まれの人 |
| 70歳  | 昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生まれの人 |
| 75歳  | 昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生まれの人 |
| 80歳  | 昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生まれの人 |
| 85歳  | 昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生まれの人   |
| 90歳  | 大正14年4月2日生～大正15年4月1日生まれの人 |
| 95歳  | 大正9年4月2日生～大正10年4月1日生まれの人  |
| 100歳 | 大正4年4月2日生～大正5年4月1日生まれの人   |

①60歳以上65歳未満の方で、心臓やじん臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

(接種回数は1回です。ただし、一度でも接種されたことのある人は、対象となりません。)

本予防接種を定期予防接種として接種できる機会は生涯に1回となり、年齢により接種期間が決まっています。接種期間以外での接種は任意予防接種となり、町の助成を受けることはできません。

※対象年齢であっても、過去に肺炎球菌予防接種を受けている場合は定期接種の対象にはなりませんのでご注意ください。

接種期間：平成28年3月31日まで 個人負担金：4,000円(医療機関でお支払いください。)

※定期接種対象者で、生活保護受給者の方は自己負担免除です。

※肺炎球菌及びインフルエンザ予防接種は下記の医療機関へ直接お申し込みください。

|            |             |             |             |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| 北 川 医 院    | TEL 72-0260 | 県 立 海 部 病 院 | TEL 72-1166 |
| 小 柴 医 院    | TEL 72-3311 | 出 羽 島 診 療 所 | TEL 72-0566 |
| 美 海 クリニッ ク | TEL 72-3939 | 玉真病院牟岐診療所   | TEL 72-2856 |

※出羽島診療所はインフルエンザ予防接種のみの受診になります。

お問い合わせは・・・牟岐町役場 健康生活課 まで TEL 72-3417

## 「南阿波サンラインウォーキング」

○日 程 平成27年12月13日(日)  
※申込締切り12月7日(月)

○時 間 ・集合：9時00分「徳島県南部総合県民局美波庁舎」  
※その後、バスにてスタート地点(南阿波サンライン第1展望台)に移動  
・出発：10時00分

○コ ー ス 第1展望台→南阿波サンライン→JR牟岐駅(現場解散)  
約15.4km

○参 加 費 500円(参加資格：小学生以上)  
※牟岐駅から帰りのJR交通費は含まれていません。

○問 合 せ 徳島県南部総合県民局 経営企画部(美波) 地域振興担当  
申 込 み TEL 0884-74-7314/FAX 0884-74-7337  
※申込みの際には、住所、氏名、年齢、電話番号をお知らせください。

○主 催 南阿波サンライン活性化協議会、徳島県南部総合県民局

## ご存知ですか?重度心身障害者医療費助成事業

○ 重度の障害をお持ちの方に 医療費の一部負担金  
調剤一部負担金 を助成いたします

| 医療助成の対象となる方 |                              | 手続きに必要なもの                  |
|-------------|------------------------------|----------------------------|
| 1           | 身体障害者手帳1・2級所持者               | 医療保険証・印鑑<br>身体障害者手帳および療育手帳 |
| 2           | 療育手帳A所持者                     |                            |
| 3           | 身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1を所持する重複障害者 |                            |

### ひとり親家庭の父母と児童に 入院医療費の自己負担分を助成いたします

ひとり親家庭の父母とその父母に扶養されている児童を対象に入院医療費一部負担金を助成いたします。  
入院医療費の助成対象者は下記のとおりとなっています。なお、医療費の助成を受けるためには申請が必要です。

| 医療助成の対象となる方 |                                          | 手続きに必要なもの                       |
|-------------|------------------------------------------|---------------------------------|
| 1           | 満18歳に達した年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父母等および当該児童 | 医療保険証・印鑑<br>(戸籍確認書類が必要な場合もあります) |
| 2           | 満18歳に達した年度末までの父母のない児童                    |                                 |

※ 上記の制度は医療保険加入者が対象となり、所得制限があります。  
詳しくは、役場住民福祉課(TEL72-3416)までお問い合わせください。

### 徳島県障がい者相談支援センターによる 身体障がい者巡回相談のお知らせ

障害の状況や遠隔地である等の理由により、障がい者相談支援センターに直接来所できない方を対象に巡回相談を行いますので、この機会にご相談ください。

#### 1. 相談内容

身体障がい者の補装具(義足・補聴器等)の給付を受けたい。  
身体障がい者福祉の諸制度について知りたい。

#### 2. 日程等

| 実施年月日         | 相談科目 | 場所     |
|---------------|------|--------|
| 平成28年1月19日(火) | 整形外科 | 県立海部病院 |

#### 3. 受付時間

午前10時より午前11時30分まで

#### 4. 注意事項

完全予約制になっていますので、事前に役場住民福祉課へお申込みください。

#### 5. 費用

無 料

## 在宅知的障がい者家庭支援事業のお知らせ

療育手帳の交付判定、再判定、障害年金の診断書作成、その他相談事業を徳島県障がい者相談支援センターの職員等が阿南保健所に巡回し行っております。  
相談は無料ですが、予約が必要です。事前に役場住民福祉課までお申し込みください。

| 実施日                        | 場所                    |
|----------------------------|-----------------------|
| 毎月第3水曜日(※都合により変更することがあります) | 南部女性こども相談センター(阿南保健所内) |

## 特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で保護、監督している父や母、または父母に代わって児童を養育している方に対し支給される手当です。

### 対象となる児童

20歳未満で、身体または精神に重度障がいまたは中度障がいのある児童

### 支給されない場合

- 1 手当を受けようとする人、対象となる児童が、日本に住んでいない場合
- 2 児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
- 3 児童が障害を理由として厚生年金など公的年金を受けることができる場合
- 4 手当を受けようとする人の前年の所得が一定額以上ある場合

### 支給額

支給される手当の月額障害児1人につき1級（重度障がい児）51,100円、  
2級（中度障がい児）34,030円となっています。

### 特別児童扶養手当の支払日

手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月分までの  
4か月分が支払われます。

|               |        |
|---------------|--------|
| 4月期（12月～3月分）  | 4月11日  |
| 8月期（4月～7月分）   | 8月11日  |
| 12月期（8月～11月分） | 11月11日 |

11日が土曜日、  
日曜日にあたる  
ときはその前日

詳しくは牟岐町役場住民福祉課までお問い合わせください。TEL 72-3416

## 住宅の寄付がありました

故森田彪様の御意向で、相続人代表森田恵様より、住宅を牟岐町に寄付いただきました。  
牟岐町の地域活性化等に有意義に活用させていただきます。

所在地：牟岐町大字河内798-1



### 徳島県環境技術センターからのお知らせ 浄化槽清掃時の検査証明書提出について

徳島県環境技術センターは、法定検査を受検した方に検査証明書を発行しています。

この証明書は、浄化槽の清掃を実施するときに海部郡衛生処理事務組合に提出していただく書類となります。

清掃の当日に清掃担当者にお渡しいただくか、若しくは、清掃の前日までに海部郡衛生処理事務組合に郵送又はFAXで送付するようにお願いします。(〒775-0007海部郡牟岐町大字内妻字白木139-1 FAX 72-2227)

なお、海部郡浄化槽一括契約協議会と一括契約をしている方は、会員保守点検業者を経由して提出することも出来ますので、詳しくは協議会事務局までご相談ください。

【お問い合わせ】

海部郡浄化槽一括契約協議会事務局（公社）徳島県環境技術センター

電話 088-636-1234 FAX 088-636-1122

### 海部郡衛生処理事務組合からのお知らせ 年末年始のし尿汲み取り申し込みについて

年末は、し尿の汲み取り申込みが大変多くなるため、年末までに汲み取りを希望される方は12月17日までに海部郡衛生処理事務組合または住民福祉課まで、お早めにお申し込みください。

なお、12月18日以降の汲み取り申込み及び浄化槽の汚泥引き申し込み分は1月5日以降となります。

【お問い合わせ先】海部郡衛生処理事務組合 TEL 0884-72-2696

## 11月～12月は県税・市町村税の「県下一斉徴収強化月間」です。

### 「税の納め忘れはありませんか？」

徳島県と県内全市町村は、税の公平性を確保するため、11月と12月を「県下一斉徴収強化月間」に設定し、連携して県下一斉に徴収を強化しています。

納期限が過ぎているのに納付していない方は、金融機関または税務会計課ですぐに納付してください。

催告しても納付していただけない滞納者に対しては、財産の差押などの滞納処分を行います。

納付できない特別の事情がある方は必ずご相談ください。

税務会計課（電話 72-3410）

## 牟岐町地震津波避難訓練、南部圏域防災訓練について

平成27年12月20日（日）午前7時のサイレンを合図に牟岐町地震津波避難訓練を実施いたします。ご家族で避難場所を再確認し、年に一度の避難訓練ですので、積極的にご参加ください。また、地震・津波に対する日頃からの備えを今一度ご確認ください。

| 実施年度  | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 避難者数  | 1,011 | 1,031 | 1,091 | 988   | 1,082 |
| 訓練参加者 | 1,110 | 1,119 | 1,188 | 1,087 | 1,186 |

また、同日午前10時00分から、美波町「旧水産高校グラウンド」にて南部圏域防災訓練があります。各種関係機関による災害対応訓練、地震・煙体験や防災備蓄食品の試食などがあります。この機会にぜひご参観ください。

## 公益社団法人日本公衆電話会徳島支部より 『屋外公衆電話マップ』の寄贈がありました

(公財)日本公衆電話会徳島支部では事業の根幹となる社会貢献活動として、

1. 地域の安全・安心への貢献活動 (ボランティア清掃)
2. お年寄りや子どもたちに優しい取り組み
3. 自然や環境を守る活動

に取り組んでいます。

この度、これらの活動のひとつとして、地域の安心、安全に繋がる公衆電話の設置場所等を印した『屋外公衆電話マップ』を牟岐町に3,000部寄贈いただきました。

平成27年10月13日に贈呈式があり、(公財)日本公衆電話会徳島支部長(藤井吉信)が贈呈式に出席いただきました。



屋外公衆マップ (表面)



屋外公衆マップ (裏面)



### 【日本公衆電話会がマップ作成に至った背景】

東日本大震災を契機に公衆電話の重要性が見直されたことを踏まえ、地域の皆様が災害・緊急時の通信手段の確保について、あらかじめ備えていただくため、屋外にある公衆電話及び特設公衆電話(災害時のみ利用可)を地図上に表示しました。

※広報に折込しておりますので、各家庭でご活用ください。

## 日本救命具株式会社より『携帯式津波救命具』の寄贈がありました

日本救命具株式会社より、携帯式津波救命具を牟岐町消防団に140個寄贈いただきました。消防団員が津波避難誘導等の業務を安全に遂行できるよう活用いたします。

携帯式津波救命具Ⅰ型 70個寄贈 携帯式津波救命具Ⅱ型 70個寄贈



## 【徳島県指定】介護職員初任者研修の開催(旧 ホームヘルパー2級課程)

本研修の修了者は、介護福祉士国家試験受験に必要な介護職員実務者研修を受講する際に、130時間の受講が免除されます。

1. 期間 平成28年1月16日～2月28日(18日間、詳細はお問い合わせください)
2. 場所 海陽町役場 海部庁舎
3. 対象者 海部郡に在住する16歳以上の方、及び海部高校生
4. 受講料 65,000円(テキスト代・消費税込み)
5. 定員 25名(定員が大幅に満たない場合は中止なることもあります。)
6. 応募締切 平成28年1月5日(火)

※ 主催：株式会社 総合医療(板野郡松茂町)

※ 共催：海陽町地域包括ケア推進課 / 社会福祉法人 海陽町社会福祉協議会

※ お問合せ・申込先 (詳細については下記までお問合せ下さい。)

〒775-0302 徳島県海部郡海陽町奥浦字新町4番地 役場海部庁舎2階

社会福祉法人 海陽町社会福祉協議会 電話 0884-73-1980 FAX 0884-73-3471

〒775-0004 徳島県海部郡牟岐町大字川長字新光寺60-1

社会福祉法人 牟岐町社会福祉協議会 電話 0884-72-1151 FAX 0884-72-0611

## 平成27年度『英会話講座』受講生募集

英語の初歩的な日常会話ができることを目指した「英会話講座」を開催します。

興味のある方はどなたでも結構ですので、お申し込みください。

【とき】 **12月** 3日、10日、17日 **1月** 14日、21日、28日 **2月** 4日、11日、18日、25日

午後1時～3時まで(いずれも木曜日、全10回)

【ところ】 徳島県南部総合県民局美波庁舎(海部郡美波町奥河内字弁才天17-1)

【講師】 Jeff Podeszwa (ジェフ ポデズワ) 氏 (英会話講師)

【受講料】 無料(ただし、テキスト代等実費は必要です。)

【申込締切】 11月27日(金)

【申込方法】 住所・氏名・電話番号を明記のうえ、ファクシミリまたは電話でお申し込みください。

【募集定員】 20人(応募者多数の場合は抽選)

【申込み・問い合わせ】 徳島県南部総合県民局経営企画部(美波) 地域振興担当

TEL 0884-74-7331 FAX 0884-74-7337

\*本講座は、徳島県立総合大学校南部校主催講座となっています。

## —放送大学4月入学生募集—

放送大学はテレビ等の放送やインターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。

ただいま平成28年4月入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

○募集学生の種類 -教養学部- 科目履修生(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)

選科履修生(1年間在学し、希望する科目を履修)

全科履修生(4年以上在学し、卒業を目指す)

-大学院- 修士科目生(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)

修士選科生(1年間在学し、希望する科目を履修)

○出願期間 平成27年12月1日～平成28年2月29日、3月1日～3月20日(インターネットでの出願も受け付けております)

○資料請求(無料)・お問い合わせ先 放送大学徳島学習センター

〒770-0855 徳島市新蔵町2-24番地(徳島大学日亜会館3階) TEL 088-602-0151 E-mail : [toku-sc@ouj.ac.jp](mailto:toku-sc@ouj.ac.jp)

○放送大学ホームページ <http://www.ouj.ac.jp>

**徳島県最低賃金**

時間額 **695** 円 16円UP

平成27年10月4日から

働くには、最低賃金  
チェックざんす。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。  
使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。

- 厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>
- 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>
- パソコンでも最低賃金がチェックできます! [最低賃金制度](#) [検索](#)

WEBで  
チェック!

最低賃金に関するお問い合わせは徳島労働局または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省

80 赤塚不二夫先生80周年記念作品  
**おそ松さん**  
©赤塚不二夫/おそ松さん製作委員会



点検して  
いますか?

# 住宅用 火災警報器

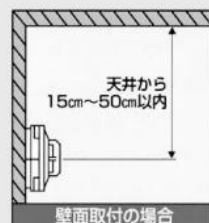
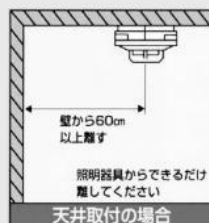
**定期的に作動確認し、警報音を聞いてみましょう。**

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。(平成23年6月1日から)

## 住宅用火災警報器とは?

火災により発生する**煙や熱**を感知し、**警報音や音声**などで火災を知らせてくれる装置で、ホームセンターや電気店、消防防災設備取扱店などで購入できます。

付属のねじやフックを使い天井や壁に簡単に取り付けられるようになっており、一般的に販売されているほとんどが**電池式**で、約10年作動するようになっています。



## 維持管理が大切

煙流入口にほこり等が付着すると煙を感知しにくくなりますので、**年に2回程度**は乾いた布で軽く拭き取るなど、維持管理に努めましょう。

**電池切れ警報**が鳴ったら、電池を新しいものに交換してください。

設置から**10年以上経過している場合**は、本体の交換をお勧めします。

火災警報器に付属している**取扱説明書**を必ず確認してください。

火災でないときに、火災警報器が鳴った場合は、**警報停止ボタン**を押すか、引き紐を引いて警報を止めてください。



徳島県婦人防火クラブ連合会

## 設置しなければならない場所は？

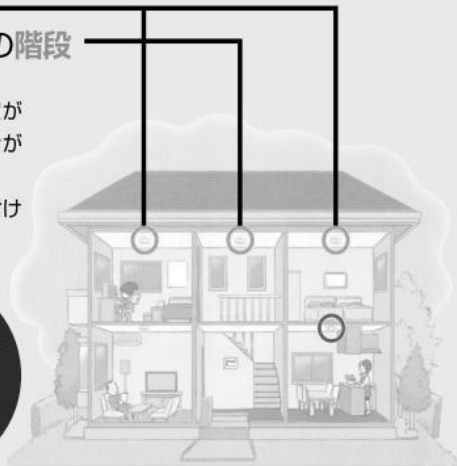
- ①全ての寝室  
②2階に寝室がある場合、2階の階段

その他、3階建ての場合や1つの階に居室が5つ以上ある場合も設置が必要になる場合があります。

消防法令により、寝室や階段に設置が義務付けられているのは、「煙式」の警報器です。



徳島県では  
台所には設置義務は  
ありませんが、  
熱式の警報器を  
つけておくことを  
お勧めします。



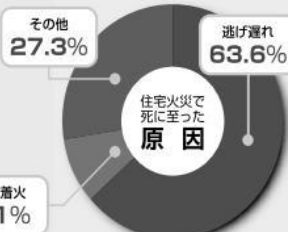
## なぜ必要なの？

自分自身はもちろん大切な家族を住宅火災から守るためです。

火災を早期に発見することで、初期消火や通報等の行動が早まり

近隣への延焼被害も軽減します。

住宅火災の死亡の原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高くなっています。さらに、住宅火災の死者の約8割が「65歳以上の高齢者」であり、今後も高齢化が進展していくに伴い、さらに高齢者の被害が増加することが危惧されます。



(徳島県：平成26年中(概数) 放火自殺者を除く)

## 助かった事例

午前3時ごろ、徳島市の住宅で出火。就寝中の夫妻は、住宅用火災警報器の音に気づいて無事に逃げ出せた。

最初は、約半年前に階段の上に付けた火災警報器の音とはわからなかった。オール電化だから火事はないと思っていたが、台所の扉からの煙を見てびっくり。急いで2階の主人に知らせると、主人はベランダからとなりの納屋に逃げました。家は、全焼したけれど、火災警報器がなかったら、助かってなかったと思います。

本当に火災警報器のおかげです。  
※今は「火事です。」と音声が出ます。



## 悪質訪問販売に注意！

市町村職員や消防職員が販売に伺うことはありません。  
少しでもあやしいと感じたら、すぐ返事をしないようにしましょう。

ご相談は徳島県消費者情報センターへ

平日 9:00～18:00 (水曜を除く) 電話番号 088-623-0110  
土・日 9:00～16:00 URL : <http://www.pref.tokushima.jp/shohi>  
休所日 水曜・祝日・年末年始

## 徳島県婦人防火クラブ連合会

事務局(徳島県危機管理部消防保安課 TEL:088-621-2284)

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは上記事務局またはお近くの消防署、市町村へ

◇徳島県では約7千人の婦人防火クラブ員が防火啓発活動に取り組んでいます◇

## 北海道地震津波の記録

## 「海が吠えた日」より

九死に一生をえて

宮田 故 井元初一

私の家は、昔の坊小路、今の旭町にありました。

家の裏には畑があり、その向こうに観音寺というお寺がありました

(今の東部保育所のところ)。

五十年前の冬のそのころ、私は赤物縄で甘鯛を釣りに行っていました。四時過ぎだったでしょうか。大きな揺れでした。

私はひいじいさんから、昔の安政津波の話をよく聞いていました。

『安政の津波で、海蔵寺へ逃げたが、荷物を取りに家に帰った人はみんな流されて死んでしまった。大きな地震の後には、必ず津波がくる

よって早よう高い所へ逃げえよ。』

南隣りの今津のおばあさんも起きてきて外へ出てきました。「津波が来るよって早よう一緒に逃げんけー」と誘いましたが、「うちは息子が病気でねよるし、嫁も大きな腹をしとるんで一緒ににげれんのや」というて、家の中に入りました。

それから私たち一家六人はすぐに逃げました。

私が三男(六歳)を背負い、長男(十二歳)の手を引き、妻は四男(三歳)を背負い、二男(十歳)の手を引いて、家と家との間の狭いあわえをぬけて畑の道へと出ました。妙見さんを目標に真暗な細い道をみんな走り続けました。

しかし途中、灘道にあがる手前の沖吉さんの家の横まで行くと、道の下に暗渠の口があって、はや潮がふき出てきていました。あつという間に腰までつかってしまいました。みんなが必死で流されないようにつかまっていたましたが、三男が私の背中から落ちて波にさらわれ、暗渠の中へ吸いこまれてしまいました。長男も流されて、私と一緒に泳ぎました。妻たち三人も大牟岐田の田んぼの方へと流されていきました。三男を殺してしまったとガツカリしていた私の目の前に、次の

潮で三男が暗渠の口からぼつかりと浮き上がってきました。本当に運がよかったのですね。あわててつかまえ抱き上げ、長男と三人でようやく新田さんの畑へはい上がり、妙見さんへと辿り着きました。

妙見さんには、大勢の人が避難していたので、一緒に焚火にあたり、濡れた服を乾かし、冷えきっていたからだを暖めました。妻たち三人を捜してみましたがどこにも見えません。みんな流されて死んでもたのか？と半分はあきらめていました。そこへ北隣の浜田キクノさんが、「三人が助かって小林牧場で火にあたっている」と知らせてくれました。大急ぎでかけつけ、みんなの無事な姿を見て喜びあいました。

やがて夜が明けて潮も引いていったので、私一人家に帰ってみました。家は跡かたもなく、地盤も残っていませんでした。ただ、家のあった所に、チョウナが一本ぼつんと残っていました。でも、家族六人全員が大きいけがもせず無事に助かって嬉しかった。隣の今津鉄夫さん一家九人の家族は逃げることでできず、家と共に流されて7人がなくなりました。本当に気の毒でした。

私たちは着のみ着のままで逃げたので、その日から食物・着物・寝る家ありません。毎日親戚の家で一晩ずつ泊めてもらいました。よ

うやく応急住宅が出来、小さいながらも家族一緒に毎日落着いて寝ることができほっとしました。忘れてはならないことは、被害のなかった町内各地区の皆さんに大変お世話になったことです。

特に大平正敏さん・天野清市さん・橋本力さんのご指導と力添えで、世話人の方が先頭に立って、みんなで坊小路を地あげし、名前も新しく「旭町」に生まれ変わりました。観音寺川も古い川を暗渠にして上は広い道路になり、三男が吸いこまれた暗渠付近が新しい観音寺川になりました。

旭町も立派な町になり、新しい家が建ち並び、保育所も立派なものが建っていますが、今の若い人たちは、観音寺川が町の中を蛇行して流れていたことも、津波で大きな被害を受けた恐ろしさ、復旧に日夜苦勞したことも知りません。津波を知っているのは、今も東部保育所の砂場に建っている大きなクスノキだけになりました。

私は自分が身をもって体験した津波の恐ろしさ、苦勞したことを子や孫に、そして多くの人々に伝えて教訓として残していきたいと思えます。

## 平成27年 牟岐町共楽運動会

平成27年10月11日(日)、牟岐町共楽運動会が開催されました。

当日は晴天となり、お子様からお年寄りの方まで、競技を楽しみ盛り上がりました。



総 合 優 勝：天神前

リ レ - 優 勝：川長、上の町・郷

びん 釣 り 競 争 優 勝：天神前

バスケット競争優勝：清水・関

す ぎ ろ く 競 争 優 勝：天神前

ボ ー リ ン グ 優 勝：辺川・喜来・橘

200歳なわとび優勝：東の東

## 平成27年度牟岐町防災キャンプ

平成27年10月16日(金)～10月17日(土)

昨年度に引き続き、牟岐町防災キャンプが実施されました。

「守る・逃げる・生きる」の避難3原則の内、特に「生きる」ための方法や工夫、知恵など考えることを目的とし、地震・津波による避難生活を想定した体験活動を実施しました。

牟岐小学校6年生児童29名、牟岐中学校生徒会役員13名、婦人会、自主防災組織、教職員、その他関係機関より多数の方々が参加されました。

